

2022年

4月号

TOP
I
X

社労士事務所 Ripples 事務所レポート

中小企業のテレワーク導入ポイントと助成金

- テーマ① 中小企業におけるテレワークの現状と課題、メリット
- テーマ② テレワークをする上で、中小企業がまず整備すること
- テーマ③ テレワークに関する助成金

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

コロナ禍でのBCP（事業継続計画）対策の必要性や働き方改革への対応として、ここ数年テレワークが注目されており、厚生労働省では、テレワークの普及促進のために様々な施策を行っています。しかし、中小企業ではコロナ禍に一時的に取り入れても、制度として導入することには二の足を踏んでいる場合が多くあります。

そこで4月号では、テレワークの現状と意義、テレワーク導入時に中小企業が最低限整備することや助成金などについてご説明いたします。

テーマ① 中小企業における テレワークの現状と課題、 メリット

オミクロン株を中心に新型コロナウイルスが蔓延していますが、より感染力の強いステルスオミクロン株が東京都内などで市中感染が起きており、国内における感染再拡大への懸念がますます強まっています。いつになったら通常の生活に戻れるのだろうか、と思ってしまうところですが、次から次へと新しい株が現れている状況を鑑みると、企業としては、どんな状況にでも対応できるように、テレワークの導入を一度検討しておきたいところです。

そこでテーマ①では、中小企業におけるテレワークの現状と課題、メリットについてご説明いたします。

■中小企業のテレワーク導入率は3割以下という現状

デル・テクノロジーズ株式会社が2021年9月に発表した調査によると、中小企業の「テレワーク導入率」について、「導入している」と回答した中小企業は26.8%となり、約7割超の中小企業がテレワークを実

施していないという現状が明らかになりました。1年前にも同様の調査・質問がされており、36%から9.2ポイント下がる結果となっています。また、内閣府が発表した「令和2年度年次経済財政報告」によれば、2020年4月時点のテレワーク実施率は企業規模が小さくなるにつれて下がっていることがわかっています。

さらに、東京商工会議所が2021年12月に発表した調査によれば、東京23区内の中小企業のテレワーク実施率は31.2%となり、首都東京の中小企業でさえも、約7割前後の企業がテレワークを実施していないという現状があります。

これらの調査から、現状として、中小企業はテレワークを制度として導入することには二の足を踏んでいる傾向にあることがわかります。

■中小企業がテレワークを実施するにあたっての課題

中小企業がテレワークを制度としてためらう理由としては、「テレワーク可能な業務・職種ではない」を筆頭に、「情報セキュリティ上の不安がある」「PCや通信環境の整備状況が十分でない」「社内コミュニケーションが十分でない」「労務管理・マネジメントの不安がある」「導入による効果がよくわからない」などが挙げられるでしょう。

課題をクリアする以上に、テレワークを導入するメリットがあまりないと認識されてしまっている現状がありますが、果たして中小企業には「テレワーク可能な業務・職種はない」のか、一度検討してみる必要があるかもしれません。

■中小企業がテレワークを導入する4つのメリット

以下より、中小企業がテレワークを導入する4つの

メリットをご紹介します。

1. 緊急時における事業継続性の確保

新型コロナウイルスのほか、自然災害、大火災、テロ攻撃など予期せぬ緊急事態が発生した場合、オフィスでしか仕事ができない状況ですと、事業を継続することが困難になる可能性があります。テレワークで仕事ができるようにしておくことで、たとえ緊急事態が発生したとしても安全な場所から仕事をすることができ、事業を継続することが可能になります。

2. オフィスコストの削減

テレワークが進むことで、出社する従業員の数を減らすことができます。そうすることで、従業員の交通費や水道光熱費、印刷代、消耗品費、オフィスの賃料などのコストの削減が期待できます。さらに、テレワークを導入した多くの企業で、残業代が10%以上減少しているという結果があるなど、コスト削減効果がかなりあると言えます。

3. 人材の離職防止と優秀な人材の確保

出産・育児・介護等の家庭の事情による従業員の離職防止にもつながります。また、新たな人材獲得にかかるコストや新入社員の教育費の抑制にもつながります。さらに、テレワークが整備されているなど働き方の自由度が高い企業は労働者側から見るとニーズが高く、優秀な人材を確保できる可能性も高まります。

4. 労働生産性の向上

テレワークは働いている姿が見えないため、目に見えた成果を出すことが求められてきます。結果的に、仕事に対する意識を高め、労働生産性の向上につながると言っていいいでしょう。また、営業職の方など移動中のカフェ等で仕事(＝リモートワーク)を行えるようにすると、移動時間の削減や隙間時間の有効活用につながります。

テレワークに必要な情報共有やコミュニケーション機能を持つITツールを使うことで、生産性や業務効率の向上も期待できるというメリットもあります。

テーマ①で、中小企業におけるテレワークの現状と課題、メリットについて見てきました。緊急時における事業継続性の確保やコストの削減、労働生産性の向上などのメリットがあることから、中小企業にとってもテレワークの導入はデメリットだけでなくメリットも多いことをご理解いただけたのではないかと思います。

とはいえ、テレワークの導入にあたっては「何をしたらいいのかわからない」「何から始めれば?」といったお悩みもあるでしょう。そこでテーマ②では、テレワークをする上で、中小企業がまずは整備することについてご説明いたします。

●ステップ1. 最初に行うことは?

まず最初に、以下の①、②を行うようにしましょう。

①導入目的・ゴールの設定

②業務の見直し

テレワークはあくまでも“手段”となります。テレワークをすることで、何を指すのか、まずは導入目的やゴールを明確にし、設定するようにしましょう。例えば、「移動時間を削減して、業務の効率を上げる」「オフィスコストを削減する」「出産・育児・介護等、通勤が難しい人でも働きやすい環境を作る」「緊急時においても万全な体制を整える」「労働生産性を上げる」などです。導入目的やゴールを明確にしておくことで、時間とコストを有効に使いながら目標を達成することができるでしょう(①導入目的・ゴールの設定)。

「①導入目的・ゴールの設定」をしたら、次に、「②業務の見直し」が必要となります。普段のオフィス業務を棚卸していきましょう。「テレワーク可能な業務か、難しい業務なのか」「現在利用中のITツールをそのまま活用できるのか」「追加で導入する必要があるツールは何か」「決済や申請などの事務処理はテレワークに移行できるか」などをチェックしていきます。必要な道具や環境を整理することで、テレワークでも可能な業務が明確になります。なお、テレワークでやる業務を切り分けるのではなく、普段からの仕事を“デジタル化”“オンライン化”することが今後のテレワーク普及につながります(②業務の見直し)。

●ステップ2. スモールスタートで行動してみよう

ステップ1を踏んだ上でテレワークが可能という判断となったら、次は、スモールスタートで行動してみまし

**テーマ② テレワークをする
上で、中小企業がまず整備す
ること**

よう。以下の3点を行っていきます。

- ③ICTの導入
- ④制度・運用ツールの作成
- ⑤意識改革

テレワークで基本になるのは、「社内情報へのアクセス」「コミュニケーション」「マネジメント」です。これらを社外でも安全に実施できるツールは何か、選択していきます（③ICTの導入）。無料のツールや有料ツールでも無料試用期間などがありますので、活用しながらスモールスタートで行うと気軽にチャレンジできます。

いざテレワークに移行すると、オフィスで働いているときとは異なる問題が出てくるケースがあります。例えば、「朝礼の有無」、「労働時間や評価方法」、「情報共有のタイミング」、「在宅勤務にかかるコスト」、「日報の送付」、「テレワークを行う場所」、「コミュニケーション方法」などです。スムーズにテレワークを導入するためにも、現状を把握し、それぞれに合わせてルール化することが必要です。テレワーク用の規則を定めたら、既存の就業規則との不一致を確認し、規則を補足する運用ルールも作りましょう（④制度・運用ツールの作成）。

テレワークの普及を左右するのが、なにより社員の意識が大切です。経営トップが強いメッセージを示すなどして、管理職の意識改革をしていきましょう（⑤意識改革）。

●ステップ3. テレワークを実際に試行

ステップ2まで踏んだら、テレワークの事前準備が整いますので、次はステップ3となります。

- ⑥試行
- ⑦試行の振り返り
- ⑧制度化

準備したツールや制度を使って、実際にテレワークを試行してみましょう。全員が一度は試してみるなどして、チームでの実施をおすすめします。なお、移動時間や業務効率の変化など、テレワーク実施時の効果を測定しておくといいでしょう（⑥試行）。

試行結果をアンケートやヒアリングなどで振り返り、成果と課題を確認します。その上で、対策を検討していきましょう（⑦試行の振り返り）。

ステップ2でテレワーク導入前に決めたルールは、テレワークを実際に試行してみて、合わない部分が発生することもありますので、ルールの見直しをしてい

きます。試行の振り返りで問題がなければ、制度化していきます。なお、制度化した場合は、規程等の見直し、労働基準監督署への届出が必要な場合がありますので、弊所までお気軽にご相談ください。（⑧制度化）。

テーマ③ テレワークに関する助成金

テーマ①、②と見てきましたが、テーマ③では、テレワークを導入・実施する中小企業事業主の方が支給を受けられる可能性のある「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」について対象、要件などをご説明します。助成金を活用しながら、テレワークを導入・実施することを検討してみませんか。

■人材確保等支援助成金（テレワークコース）とは

「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」は、中小企業事業主の方が、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク勤務を制度として導入することを目的として、以下①～⑤の“助成対象となる取組”を実施した上で、テレワーク勤務を適切に導入・実施した場合やテレワーク勤務の導入後も引き続きテレワーク勤務を実施し、従業員の離職率の低下について効果をあげた場合に支給されるものとなります。

- ①就業規則・労使協定等の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③労務管理担当者に対する研修
- ④労働者に対する研修
- ⑤テレワーク用通信機器等の導入・運用（※）

こちらの助成金は2021年4月に創設され、12月に一部改正されました。改正されたポイントとしては、「テレワーク勤務を新規に導入する事業主」のほか、「試行的に導入している」または「試行的に導入していた事業主の方」も対象となります。また、導入・運用（※）については、テレワーク用通信機器等のみならず、リモートアクセスや仮想デスクトップサービスなどの“テレワーク用サービス利用料”も助成対象となっています。

■助成金を受給するための流れ

こちらの助成金は受給にあたって2段階の設定となっています。まず“テレワーク用通信機器等導入”をしたことによる「①機器等導入助成」がなされ、次に、機器等導入助成から一定期間を経過後、テレワークに関して“目標達成”がされたかどうかで「②目標達成助成」がされるといったイメージです。

事業主の方が最初に行くことは、「テレワーク実施計画」の作成です。作成をしたら労働局へ提出し認定してもらする必要があります。

その後のおおまかな流れとしては、認定を受けたテレワーク実施時計画に基づき、就業規則または労働協約の作成・変更、研修などの“テレワークを可能とする取組”を実施。評価期間においてテレワークを実施すると①機器等導入助成にかかる支給申請をすることができます。

②目標達成助成については、①機器等導入助成についてクリアした事業主の方が受給できる可能性があるものとなり、機器等導入助成の初日から12か月を経過した日から起算した3か月間（評価期間）にテレワークを実施し、離職率の目標が満たされた場合などに支給されます。

■支給額は？

支給額は、①機器等導入助成、②目標達成助成では助成率の割合が異なります。

①機器等導入助成・・・支給対象経費の30%

②目標達成助成・・・支給対象経費の20%（※生産性要件を満たした場合35%）

なお、どちらの助成も、100万円または20万円×対象労働者数のいずれか低いほうの金額が上限額となります。

以上、テレワーク勤務を導入・実施する中小企業事業主の方が支給を受けられる可能性のある「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」についてご紹介しました。本助成金を受給するにあたっては、テレワーク実施計画の作成、テレワークの実施など細かく要件が決められていますので、要件に該当させながら実施していく必要があります。詳しい要件を知りたい、テレワークを導入した上で確実に助成金を受給したいなどのご希望・ご要望がございましたら、お気軽に弊

所までお問合せください。

事務所からの一言

桜が満開になりました。春は新しいことがスタートする季節でもあります。我が家でも長女が高校生となります。吹奏楽部でクラリネットを担当しており、全国大会を目指し部活漬けの日々がスタートする予定です。

新入社員を迎え入れるこの季節に新たな制度としてのテレワークを検討されてみてはいかがでしょうか？ 中小企業での導入率26.8%ということは容易に差別化ができるチャンスでもあります。制度設計、テレワーク規程の作成・届出などお気軽にご相談ください。
(芦原)

社会保険労務士事務所 Ripples(りぷるず)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948

静岡県富士市森島260-19

TEL 0545-67-6112

FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>